

岩手県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村及び二戸郡一戸町
- 2 基本測量を実施する期間 平成21年8月25日から平成22年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基準点現況調査作業）